

## 東京都環境基本条例（抜粋）

平成六年七月二〇日

条例第九二号

### 第四章 東京都環境審議会及び東京都環境保全推進委員会

#### （東京都環境保全推進委員会）

第26条 知事その他の都の機関の環境の保全に関する施策について調査等を行い、その結果を知事に報告させるため、知事の附属機関として、東京都環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員百人以内をもって組織する。

一 区市町村の長の推薦を受けた者 七十人以内

二 民間の団体の推薦を受けた者 三十人以内

3 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。